

景觀形成基準（一般地域）

長野市の豊かな自然と歴史文化、都市的な景観が調和した環境を守り育て、次の世代に引き継いでいくことを目的として、地域区分と行為の種別毎に「大規模行為届出」に該当しない建築行為等については、届出の必要はありませんが、当該建築行為等を行う際にこの「景観形成基準」を参考にして

植栽する。事業所では、空地面積の10%以上は樹木を植栽すると定めています

別図-3



使用できる彩度の基準(例)

